



ヤマハ発動機株式会社

第 75 期 報 告 書

(第75期定時株主総会招集ご通知添付書類)

2009年1月1日から2009年12月31日まで



目次

株主の皆様へ	1
■ 第75期定時株主総会招集ご通知添付書類	
事業報告	2
連結貸借対照表	22
連結損益計算書	23
連結株主資本等変動計算書	24
連結注記表	25
貸借対照表	30
損益計算書	31
株主資本等変動計算書	32
個別注記表	33
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書(謄本)	39
会計監査人の監査報告書(謄本)	40
監査役会の監査報告書(謄本)	41
■ ご参考	
トピックス	43
新商品	45

「業績のご報告」ご送付中止に関するお知らせ

これまで、定時株主総会后に株主の皆様にお送りしてまいりました「業績のご報告」はご送付を中止し、本「報告書」のご送付に代えさせていただくこととなりましたので、ご了承下さいますようお願い申し上げます。

なお、「中間業績のご報告」は今後もご送付申しあげる予定です。



株主の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

第75期（平成21年1月1日から平成21年12月31日まで）の事業内容をご報告するにあたりまして、ご挨拶申し上げます。

今期は世界的な景気後退の中、とりわけ当社の主力である先進国のレジャー商品の需要は急減いたしました。このような経営環境の急激な悪化を受け、緊急経費対策や緊急コストダウンなどの緊急対策を実施してまいりました。また、事業規模に見合った構造改革を推進するため、事業構造改善費用を計上したことにより大幅な赤字となる厳しい決算となりました。

株主の皆様には、ご心配をお掛けいたし大変申し訳なく存じます。また、この業績に鑑み、誠に遺憾ではございますが、第75期の期末配当金は見送らせていただくこととなりました。

早期の業績回復のため、当社グループは本年からスタートする新中期経営計画において、先進国事業の収益改善、新興国二輪車事業の拡大、次世代環境技術に向けた取組みを推進してまいります。そして、その上で第76期の連結営業利益の黒字化に向け、全社一丸となって、熱意と決意でこの改革を断行してまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年3月
代表取締役社長

戸上常司

事業報告（平成21年1月1日から平成21年12月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における経済環境は、国際的な金融システム不安に端を発した信用収縮が実体経済へと波及し、消費の低迷、生産の減少、雇用情勢の悪化として全世界で顕在化しました。

日本経済においても、この影響を受け、生産・輸出が減少するなど企業収益が圧迫され、加えて為替円高傾向が定着したことから、深刻な景気低迷に陥りました。

当社グループにおいても、欧米市場でのレジャー需要の急減に直面し、流通在庫の圧縮をはかるために、出荷調整並びに日本の先進国向け生産拠点での大幅な減産を実施しました。

かかる環境に対処し、企業として永続していくために緊急対策として、連結総経費10%削減の目標を上回る費用削減を行うとともに、緊急コスト削減プロジェクトを立ち上げ、原価低減をはかりました。中期的に急激に変化する事業規模に合わせたコスト構造体質転換をはかるために構造改革を推進してまいりました。

これらの取組みに加え、設備投資を前年に対しほぼ半減させ、流通在庫削減により運転資金を大幅に圧縮したことでフリー・キャッシュ・フローは黒字化を達成しました。

一方、アジア市場では、二輪車需要の落ち込みは軽微に止まり、ニューモデル投入と販売促進活動の展開によって拡販をはかり、インドネシア、ベトナムなどで販売が好調に推移しました。

今後の成長が期待できる環境技術については、電動アシスト自転車「PAS」の新基準対応モデルの市場投入や、電動二輪車など次世代のモビリティ技術の開発体制強化も行いました。

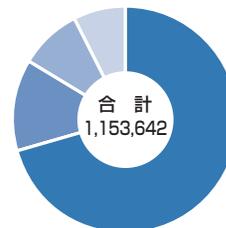
これらにより、当連結会計年度の業績につきましては、連結売上高は1兆1,536億4千2百万円（前期比28.1%減少）、連結営業損失は625億8千万円、連結経常損失は683億4千万円となりました。

また、先進国事業の構造改革をさらに加速するため、主として日本及び欧米の固定資産の減損損失、従業員の早期退職にかかる費用を事業構造改善費用に織り込んだ影響などにより、連結当期純損失は2,161億4千8百万円となりました。

現下の当社の損益状況に鑑み、当期の期末配当金につきましては、誠に遺憾ではございますが、見送らせていただきたいと存じます。株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

事業別売上高構成比率

(単位：百万円)



- 二輪車 …… 817,058 (70.8%)
- マリソン …… 150,113 (13.0%)
- 特機 …… 100,577 (8.7%)
- その他 …… 85,893 (7.5%)

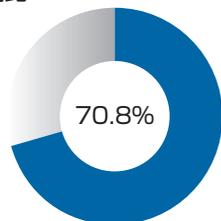
事業区分	売上高	前期比増減	構成比	海外比率	営業利益
二輪車	817,058 百万円	△20.6%	70.8%	95.3%	△4,151 百万円
マリソン	150,113	△37.1	13.0	84.2	△24,274
特機	100,577	△52.8	8.7	91.2	△33,768
その他	85,893	△30.2	7.5	30.3	△386
合計	1,153,642	△28.1	100.0	88.7	△62,580

〔二輪車事業〕

日米欧の先進国では、景気後退による需要の減少により、売上高は前期比減少しました。アセアンでは、インドネシアの需要が減少する中、顧客基点のマーケティングを行うことにより、『Vega-ZR』や『Mio』などの販売数量が増加しました。需要が早期に回復したベトナム、インドなどでも、新商品を積極的に投入することで販売は堅調に推移しましたが、為替円高による影響により、アジアでの売上高は前期比減少しました。また、ブラジルを中心とした中南米の販売は、需要の減少により前期比減少しました。これらの結果、二輪車事業の売上高は8,170億5千8百万円（前期比20.6%減少）、営業損失は41億5千1百万円となりました。



◆売上高構成比



◆売上高の推移

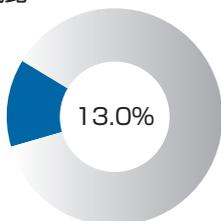


〔マリンスポーツ事業〕

米国での景気後退に伴うレジャー支出の減少による需要の低迷から、大型船外機やウォータービークルの販売が減少しました。また、欧州やロシアでも船外機の販売が減少しました。これらの結果、マリンスポーツ事業の売上高は、為替円高による影響に加え、流通在庫圧縮のための減産の影響もあり1,501億1千3百万円（前期比37.1%減少）、営業損失は242億7千4百万円となりました。



◆売上高構成比



◆売上高の推移

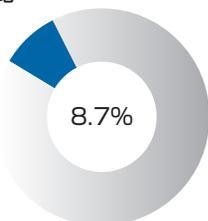


〔特機事業〕

米国での景気後退に伴うレジャー支出の減少による需要の低迷から、レジャー性の高いスポーツ四輪バギーやサイド・バイ・サイド・ビークルの販売が減少しました。これらの結果、特機事業の売上高は、為替円高による影響や、流通在庫圧縮のための減産に加え、製造物賠償責任引当金の繰入れなどの影響もあり、1,005億7千7百万円（前期比52.8%減少）、営業損失は337億6千8百万円となりました。



◆売上高構成比



◆売上高の推移

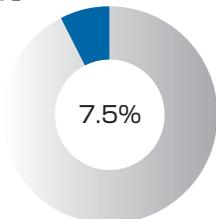


〔その他の事業〕

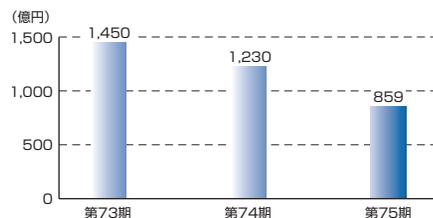
電動アシスト自転車は、健康や環境に対する意識の高まりなどにより需要が増加し、新基準対応モデルや幼児二人同乗用モデルなどの市場投入により、販売は好調に推移しました。しかしながら、景気低迷による需要減少により自動車エンジンやサーフェスマウンターなどの販売が減少しました。これらの結果、その他の事業の売上高は858億9千3百万円（前期比30.2%減少）、営業損失は3億8千6百万円となりました。



◆売上高構成比



◆売上高の推移



(2) 設備投資の状況

設備投資につきましては、インドネシアなどで生産設備を増強しましたが、減価償却費の抑制をはかるため、グループ全体では投資圧縮に努めました。その結果、当連結会計年度の設備投資の総額は460億3千5百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に、主に資金の長期的な安定確保のため、金融機関から2,093億円の長期借入を行いました。また、手元流動性の補完のため、海外連結子会社において150百万ユーロ相当が引出可能なコミットメントラインについて主要取引金融機関との間で契約を締結しました。なお、当連結会計年度末において当該契約に基づく実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

当連結会計年度は、急激な景気後退局面に直面し、欧米市場での想定を大きく超える需要の落ち込みや、流通在庫の圧縮をはかるための出荷調整並びに生産拠点での大幅な減産により、誠に遺憾ながら大幅な減収減益となりました。今後の見通しにつきましても、景気回復の度合いは依然として不透明な情勢で、当社グループを取り巻く経営環境はかつてない厳しい状況であると認識しております。

当社グループは、本年からスタートする新中期経営計画において、昨年より進めている構造改革をさらに加速させ、早期に収益体質を確立し、将来的な成長シナリオの実現に向け、次の重要課題に取り組んでまいります。

1. 先進国事業については、今後の需要をさらに厳しく想定し、目標とする損益分岐点生産台数をもう一段引き下げ、グローバル生産体制の再編、人身体制のスリム化により固定費の削減を行います。さらに、海外調達の拡大などにより調達コストを削減します。これらの改革に取り組み、収益改善を進めます。
2. 成長が期待される新興国二輪車事業は、お客様のニーズに対応した商品力を強化し、需要拡大の見込まれるアジア市場に低価格で魅力ある商品を提供します。現地メーカーからの部品の調達の拡大を行い、さらなるコストダウンによる競争力向上で事業拡大を目指してまいります。
3. 次世代環境技術の早期商品化に向けた取組みを推進します。二輪車・船外機の環境に配慮した低燃費エンジンの開発、電動二輪車の市場投入に向けた取組みに加え、需要の伸長が期待される電動アシスト自転車の海外展開を行います。

これらの課題への取組みを通じ、平成22年度の連結営業利益の黒字化を達成し、平成24年度での連結営業利益率5%を目指してまいります。

当社グループは、いま一度商品開発と現場主義の基本を徹底させ、「モノ創りで輝き・存在感を発揮し続ける企業」として企業価値向上に努めるとともに、法令遵守をはじめとした企業倫理の徹底など、CSR活動を推進することで企業の社会的責任を果たしてまいります。

当社グループを取り巻く環境は、かつてない厳しい状況にあります。全社一丸となって早期の業績回復に向けて不退転の決意で臨む所存でございます。株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第72期	第73期	第74期	第75期 (当連結会計年度)
	(自 平成18年 1月 至 平成18年12月)	(自 平成19年 1月 至 平成19年12月)	(自 平成20年 1月 至 平成20年12月)	(自 平成21年 1月 至 平成21年12月)
売 上 高 (百万円)	1,582,046	1,756,707	1,603,881	1,153,642
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	125,371	140,338	58,872	△68,340
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	77,233	71,222	1,851	△216,148
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	270.09	248.81	6.47	△755.92
総 資 産 (百万円)	1,128,688	1,258,430	1,163,173	987,077
純 資 産 (百万円)	501,054	569,221	428,483	249,266

- (注) 1. 第72期は、原油及び原材料価格の高騰などの不安材料がありましたが、アジアを中心に二輪車事業が好調に推移し、米国でのサイド・バイ・サイド・ビークルの販売も好調に推移したため、増収増益となりました。
2. 第73期は、原油や原材料価格の高騰に加え、金融市場の混乱による景気後退により米国での販売は減少しましたが、アジアや中南米の二輪車事業が好調に推移したため、売上高、経常利益では増収増益となりました。当期純利益では製造物賠償責任引当金特別繰入額を特別損失として計上したことなどにより減益となりました。
3. 第74期は、原油・原材料価格の高騰、米国のサブプライムローン問題に端を発した金融危機により、特に欧米における売上高、経常利益が大きく減少し、減収減益となりました。当期純利益では有価証券特別減損額を特別損失として計上したことなどにより大幅な減益となりました。
4. 第75期(当連結会計年度)の状況につきましては、前記「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりです。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ヤマハ発動機販売株式会社	490 百万円	100.0 %	二輪車、自転車の販売
ヤマハ モーター パワー プロダクツ 株式会社	275 百万円	100.0	四輪バギー、ゴルフカー、発電機の製造及び販売
ヤマハ モーター エレクトロニクス 株式会社	272 百万円	100.0※	電装品、自転車の製造及び販売
Yamaha Motor Corporation, U.S.A. (米国)	185,020 千米ドル	100.0	二輪車、船外機、ウォータービークル、四輪バギー、サイド・バイ・サイド・ビークル、スノーモビル、ゴルフカーの輸入及び販売
Yamaha Motor Manufacturing Corporation of America (米国)	107,790 千米ドル	100.0※	ウォータービークル、四輪バギー、サイド・バイ・サイド・ビークル、ゴルフカーの製造及び販売
Yamaha Motor Europe N.V. (オランダ)	149,759 千ユーロ	100.0	二輪車、船外機、ウォータービークル、四輪バギー、サイド・バイ・サイド・ビークル、スノーモビル、ゴルフカーの輸入及び販売
Yamaha Motor Espana S.A. (スペイン)	9,511 千ユーロ	100.0※	二輪車の製造及び販売
PT. Yamaha Indonesia Motor Manufacturing (インドネシア)	25,647,000 千インドネシアルピア	85.0	二輪車の製造及び販売
Thai Yamaha Motor Co., Ltd. (タイ)	1,820,312 千タイバーツ	91.2	二輪車の製造及び販売
Yamaha Motor Vietnam Co., Ltd. (ベトナム)	37,000 千米ドル	46.0	二輪車の製造及び販売
台湾山葉機車工業股份有限公司 (台湾)	2,250,000 千ニュータイワンドル	51.0	二輪車の製造及び販売

(注) 1. ※印は、間接所有による持分を含む比率です。

2. 上記の重要な子会社11社を含む連結子会社は107社、持分法適用会社は33社です。

当連結会計年度の売上高は1兆1,536億4千2百万円、当期純損失は2,161億4千8百万円となりました。

(7) 重要な企業結合の状況

平成21年1月1日付けで、当社と連結子会社の間で、以下の組織再編を実施しました。

なお、括弧内は会社分割の場合の承継会社です。

①当社を存続会社とするヤマハマリン株式会社との吸収合併

②当社のゴルフカー事業の会社分割（ヤマハ モーター パワー プロダクツ株式会社）

(8) 主要な事業内容

事業区分	主 要 な 製 品
二 輪 車	二輪車、海外生産用部品
マ リ ン	船外機、ウォータービークル、ボート、プール、漁船・和船、ディーゼルエンジン
特 機	四輪バギー、サイド・バイ・サイド・ビークル、スノーモビル、ゴルフカー、発電機、除雪機、汎用エンジン
そ の 他	サーフェスマウンター、産業用ロボット、自動車用エンジン、自動車用コンポーネント、自転車、産業用無人ヘリコプター、車椅子、中間部品

(9) 主要な営業所及び工場

① 当社

本 社	静岡県磐田市
区 分	名 称 (所 在 地)
工 場	磐田工場 (静岡県磐田市) 豊岡工場 (静岡県磐田市) 浜北工場 (静岡県浜松市浜北区) 中瀬工場 (静岡県浜松市浜北区) 浜松南工場 (静岡県浜松市南区) 早出工場 (静岡県浜松市中区) 袋井工場 (静岡県袋井市) 袋井第2工場 (静岡県袋井市) 袋井南工場 (静岡県袋井市) 森町工場 (静岡県周智郡森町) 新居工場 (静岡県浜名郡新居町)

(注) 当社は平成21年1月1日付けで、ヤマハマリン株式会社を吸収合併しました。これにより、同社の工場を引き継ぎましたので、浜松南工場、袋井南工場を新たに記載しています。

② 子会社

区 分	名 称 (所 在 地)
国 内	ヤマハ発動機販売株式会社 (東京都港区) ヤマハ モーター パワー プロダクツ株式会社 (静岡県掛川市) ヤマハ モーター エレクトロニクス株式会社 (静岡県周智郡森町)
海 外	Yamaha Motor Corporation, U.S.A. (米国) Yamaha Motor Manufacturing Corporation of America (米国) Yamaha Motor Europe N.V. (オランダ) Yamaha Motor Espana S.A. (スペイン) PT.Yamaha Indonesia Motor Manufacturing (インドネシア) Thai Yamaha Motor Co., Ltd. (タイ) Yamaha Motor Vietnam Co., Ltd. (ベトナム) 台湾山葉機車工業股份有限公司 (台湾)

(注) 当社は平成21年1月1日付けで、ヤマハマリン株式会社を吸収合併しました。

(10) 使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減数
二輪車	37,202名	1,310名増加
マシン	4,603	389名減少
特機	1,989	694名減少
その他	6,200	6名増加
合計	49,994	233名増加

- (注) 1. 使用人数は就業人員数です。
2. 特機事業の使用人員数が前期末と比較して694名減少しておりますが、主としてYamaha Motor Corporation, U.S.A.及びその連結子会社で人員が273名減少したことによります。

(11) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	41,654百万円
株式会社三井住友銀行	41,367
株式会社みずほコーポレート銀行	32,220
株式会社静岡銀行	29,332
住友信託銀行株式会社	21,435

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 900,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 285,886,049株 (自己株式621,735株を除く。)
 (3) 株主数 30,013名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ヤマハ株式会社	42,271 千株	14.79 %
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	25,389	8.88
トヨタ自動車株式会社	12,500	4.37
株式会社みずほ銀行	10,938	3.83
三井物産株式会社	8,586	3.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	7,016	2.45
株式会社静岡銀行	6,813	2.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,672	1.98
ザ チェース マンハッタン バンク エヌイー ロンドン イス エル オムニバス アカウト	5,490	1.92
ザ バンク オブ ニューヨーク - ジャスティック トリーティー アカウト	4,900	1.71

(注) 持株比率は自己株式 (621,735株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

上記の自己株式のうち520,000株は、平成21年1月1日付けで当社がヤマハマリン株式会社を吸収合併することに反対する株主からの、会社法第797条第1項に基づく買取請求により取得したものであります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

銘柄 (発行日)	個数	新株予約権の 目的となる 株式の 種類及び数	新株予約権 の発行価額	新株予約権 の行使時の 払込金額	行使期間	保有者数
第4回 〔平成20年 6月13日〕	370個	普通株式 37,000株	1株当たり 535円	1株当たり 2,205円	平成22年6月13日から 平成26年6月12日まで	取締役(社外を除く。) 7名
第5回 〔平成21年 6月16日〕	570個	普通株式 57,000株	1株当たり 380円	1株当たり 1,207円	平成23年6月16日から 平成27年6月15日まで	取締役(社外を除く。) 7名

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

銘柄	第5回新株予約権
新株予約権の発行日	平成21年6月16日
新株予約権の数	550個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 55,000株
新株予約権の発行価額	1株当たり380円
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,207円
新株予約権の行使期間	平成23年6月16日から平成27年6月15日まで
新株予約権の行使条件	<p>① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、解任、解雇その他の本新株予約権の発行の取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める事由により、当社の取締役または執行役員の地位を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>

・上記のうち、当社使用人、子会社役員及び使用人に交付した新株予約権の区分別合計

区 分	個 数	交 付 者 数
当社使用人（当社取締役を除く。）	550個	18名

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
戸上常司	※取締役社長	社長執行役員
木村隆昭	※取締役	常務執行役員 マリン事業本部長 (兼) マリン事業本部WV事業部長 (兼) AM事業部担当
大坪豊生	取締役	常務執行役員 MC事業本部長 (兼) 技術本部担当 (兼) 生産本部担当 (兼) 調達本部担当 (兼) 特機事業担当
梶川隆	取締役	ヤマハ株式会社社外取締役
内山徹雄	取締役	上席執行役員 グローバルコーポレート本部長 (兼) IM事業部担当 (兼) 海外市場開拓事業部担当 (兼) 部品事業部担当
綿引亨	取締役	上席執行役員 安全保障貿易管理本部長
鈴木正人	取締役	上席執行役員 製品保証本部長 (兼) 事業推進統括部担当
伊藤修二	取締役	ヤマハ株式会社特別顧問 財団法人ヤマハ音楽振興会理事長
降旗正義	取締役	有限会社オフィス フルハタ代表取締役
小林英三	取締役	アメリカンファミリー生命保険会社副会長 クロスプラス株式会社社外取締役
☆川本裕子	取締役	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授 株式会社大阪証券取引所社外取締役 株式会社りそなホールディングス社外取締役 マネックスグループ株式会社社外取締役 東京海上ホールディングス株式会社社外監査役
和久田晴比古	常勤監査役	
☆馬淵勉	常勤監査役	
太田直幹	監査役	ヤマハ株式会社顧問
清水紀彦	監査役	一橋大学大学院国際企業戦略研究科客員教授 日新製糖株式会社社外監査役 株式会社ファーストリテイリング社外監査役
☆河和哲雄	監査役	弁護士 株式会社日清製粉グループ本社社外監査役

- (注) 1. ※印は、代表取締役です。
 2. 取締役 伊藤修二、降旗正義、小林英三及び川本裕子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
 3. 監査役 太田直幹、清水紀彦及び河和哲雄は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
 4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動
 就任 ☆印は、平成21年3月25日開催の第74期定時株主総会において新たに選任され就任した取締役及び監査役です。
 地位変更
 取締役の地位の異動は次のとおりです。

氏名	異動後	異動前	異動年月日
戸上常司	代表取締役社長	取締役会長	平成21年11月1日
木村隆昭	代表取締役	取締役	平成21年11月15日
梶川隆	取締役	代表取締役社長	平成21年11月1日
内山徹雄	取締役	代表取締役	平成21年11月1日
綿引亨	取締役	代表取締役	平成21年11月1日

5. WVはウォータービークル、AMIはオートモーティブ、MCIはモーターサイクル、IMIはインテリジェントマシーナリーの略です。

6. 平成22年1月1日付けで、取締役の担当が以下のとおり変更になりました。

氏名	変更後の担当	変更前の担当
大坪豊生	常務執行役員 技術本部長 (兼) IM事業部担当	常務執行役員 MC事業本部長 (兼) 技術本部担当(兼) 生産本部担当 (兼) 調達本部担当(兼) 特機事業担当
内山徹雄	上席執行役員 社長付	上席執行役員 グローバルコーポレート本部長 (兼) IM事業部担当(兼) 海外市場開拓事業部担当 (兼) 部品事業部担当
綿引亨	上席執行役員 社長付	上席執行役員 安全保障貿易管理本部長
鈴木正人	上席執行役員 製品保証本部長 (兼) 事業推進統括部担当(兼) SP事業推進統括部担当	上席執行役員 製品保証本部長 (兼) 事業推進統括部担当

(注) SPIはスマートパワーの略です。「スマートパワー」とは、電動車両を基軸とする新しいモビリティを追求した新動力源技術です。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

(単位：百万円)

区分	取締役		監査役		合計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
定款又は株主総会決議に基づく報酬 (うち社外)	13名 (4名)	273 (27)	6名 (3名)	72 (20)	19名 (7名)	345 (48)
費用処理した役員賞与の額 (うち社外)	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
計 (うち社外)		273 (27)		72 (20)		345 (48)

(注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額55百万円を支払っています。

2. 上記には、ストック・オプションに係る報酬が含まれています。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び他の兼職先との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況
取締役	伊藤修二	ヤマハ株式会社特別顧問 財団法人ヤマハ音楽振興会理事長
	降旗正義	有限会社オフィス フルハタ代表取締役
	小林英三	アメリカンファミリー生命保険会社副会長 クロスプラス株式会社社外取締役
	川本裕子	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授 株式会社大阪証券取引所社外取締役 株式会社りそなホールディングス社外取締役 マネックスグループ株式会社社外取締役 東京海上ホールディングス株式会社社外監査役
監査役	太田直幹	ヤマハ株式会社顧問
	清水紀彦	一橋大学大学院国際企業戦略研究科客員教授 日新製糖株式会社社外監査役 株式会社ファーストリテイリング社外監査役
	河和哲雄	弁護士 株式会社日清製粉グループ本社社外監査役

(注) 1. 伊藤修二が特別顧問を兼務し、太田直幹が顧問を兼務するヤマハ株式会社は、当社の株式14.79%を所有する大株主であります。

2. 当社と各兼職先との間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	伊藤 修 二	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、上場企業の経営経験者としての知見に基づき発言を行っております。
社外取締役	降旗 正 義	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、長年にわたる国際経験や業界に関する知見に基づき発言を行っております。
社外取締役	小林 英 三	当事業年度開催の取締役会17回のうち15回に出席し、経済・金融情勢全般にわたる豊富な知見に基づき発言を行っております。
社外取締役	川本 裕 子	平成21年3月の社外取締役就任後開催された14回の取締役会のうち12回に出席し、経営コンサルタントや金融についての研究活動等の幅広い経験及び豊富な知見に基づき発言を行っております。
社外監査役	太田 直 幹	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席、監査役会16回全てに出席し、監査役としての豊富な経験・知見からの発言を行っております。
社外監査役	清水 紀 彦	当事業年度開催の取締役会17回のうち15回に出席、監査役会16回のうち15回に出席し、国際企業戦略の研究者としての豊富な経験・知見からの発言を行っております。
社外監査役	河和 哲 雄	平成21年3月監査役就任後に開催された取締役会14回全てに出席、監査役会12回全てに出席し、企業法務に精通した弁護士としての豊富な経験・知見からの発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は全ての社外取締役及び社外監査役と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、全ての社外取締役及び社外監査役とも、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

98百万円

② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

130百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しています。

なお、当社の重要な子会社のうち、Yamaha Motor Corporation, U.S.A.、Yamaha Motor Manufacturing Corporation of America、Yamaha Motor Europe N.V.、Yamaha Motor Espana S.A.、PT. Yamaha Indonesia Motor Manufacturing、Thai Yamaha Motor Co., Ltd.、Yamaha Motor Vietnam Co., Ltd.、台湾山葉機車工業股份有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である以下の業務を委託し、対価を支払っています。

- ① 在外子会社の会計方針統一に関する文書のレビュー
- ② 内部統制監査事前準備
- ③ アニュアルレポートレビュー
- ④ 株主総会招集通知の英訳レビュー

(4) 解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意又は請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に上程いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役の職務の執行を監督し、善良なる管理者としての注意義務・忠実義務の履行状況の確保や違法行為などの阻止に取り組む。
- ② 取締役の職務執行状況を、監査役は監査役会の定める監査基準、監査計画に従い、監査する。
- ③ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応することとし、倫理行動規範により徹底をはかる。
- ④ 当社及び子会社の財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために、必要な組織・社内規程などを整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報は、社内規程に従い、適切に保存及び管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社のリスクの統合管理を推進し、対応施策を審議・提言するリスク・コンプライアンス委員会を設置する。
- ② 個別の重要リスクについては担当部門を明確にし、当該部門がリスク低減活動に取り組む。
- ③ 個々のリスクに対する部門別のリスクマネジメント活動を統合的に管理するために、リスクマネジメントマニュアルを整備・運用する。
- ④ 重大な危機が発生した場合には、緊急時対応マニュアルに基づき、社長執行役員を本部長とする緊急対策本部を設け、損害・影響を最小限にとどめる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会規則、決裁規程などを整備し、取締役会、社長執行役員、部門長の権限を明確化することで、効率的な職務の執行が可能となるように権限委譲と責任の明確化をはかる。
- ② 取締役会決議事項については、審議手続き、内容の適正を担保するため、事前に経営会議などにおいて十分な審議を行う。
- ③ 中期経営計画及び年度予算を定めるとともに、当該計画達成のため、目標管理制度などの経営管理システムを構築する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンスに係る施策を審議・提言するリスク・コンプライアンス委員会を設置する。
- ② 倫理行動規範を整備するとともに、階層別に教育を実施する。
- ③ 会社の信頼・信用を損うような違法行為や或いはその恐れがある場面に遭遇したときに、経営トップに直接情報を提供できる内部通報制度を設ける。
- ④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応することとし、倫理行動規範により徹底をはかる。
- ⑤ 当社及び子会社の財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために、必要な組織・社内規程などを整備する。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 各子会社の管轄部門、子会社管理に関する責任と権限、管理の方法等を社内規程などにより定め、企業集団における業務の適正を確保する。

- ② 業務活動の適正性を監査する目的で、社長執行役員直轄の内部監査部門を設置し、当社及び子会社に対する監査を行う。
 - ③ 国内子会社には、原則として取締役会及び監査役を設置し、海外子会社については、現地の法令に従い、適切な機関設計を行う。
 - ④ 子会社の取締役のうちの1名以上は、当該子会社以外の当社企業集団に属する会社の取締役、執行役員または使用人が兼務するものとする。
 - ⑤ コンプライアンスを統括する部門は、各子会社のコンプライアンスへの取組みに関し、指導・教育を推進する。
- (7) **監査役職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項**
監査役職務を補助すべき部門として監査役室を設け、専任の使用人を配置する。
- (8) **監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- ① 監査役職務を補助すべき使用人の人事異動及び懲戒処分については、事前に監査役会の同意を必要とする。
 - ② 監査役職務を補助すべき使用人は、他の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令のもとに職務を遂行し、その人事評価については監査役の意見を踏まえ行う。
- (9) **取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
取締役及び使用人は、監査役会の求めるところに従い、次の事項を定期的もしくは必要に応じて監査役会に報告する。
- (イ) 内部統制システムの構築、運用に関する事項
 - (ロ) 内部監査部門が実施した内部監査の結果
 - (ハ) 内部通報制度の運用、通報状況
 - (ニ) 取締役職務の遂行に関する不正行為、法令、定款に違反する事実
 - (ホ) 会社に著しい損害を与える恐れのある事実
- (10) **その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ① 代表取締役は、定期的に監査役と意見交換会を開催する。
 - ② 経営会議、リスク・コンプライアンス委員会、執行役員会など、重要な会議には、監査役は出席する。
 - ③ 内部監査部門が実施する内部監査計画について、監査役に事前に説明する。
 - ④ 経営会議、その他監査役会が指定する会議体の議事録及び決裁書を監査役が閲覧できる状態を維持する。
 - ⑤ 監査役会が必要と認める場合、監査業務について外部専門家による支援を確保する。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社の活動領域は、二輪車事業、マリン事業、特機事業を中心とした事業活動のみならず、社会貢献活動、環境保護活動等に及んでおり、これらがシナジー効果を生むことによってコーポレートブランドの価値となり、当社のブランド価値や企業価値を築いていると認識しております。かかるブランド価値、企業価値のさらなる向上をはかるためには、ニューモデルの積極的な投入、特に新技術の導入による新たな付加価値のある製品の開発が不可欠ですが、これを可能とするためには、新技術を生むための研究・開発のさらなる推進が重要となります。また、ライフサイエンス事業や環境技術等の新規事業領域は将来高収益・規模成長が期待できる事業領域ですが、

かかる事業領域で収益を上げていくためには、事業の基礎となる研究・開発を積極的に推進することが不可欠です。こうしたブランド価値、企業価値の源泉に対する理解に欠ける者が当社を買収して財務及び事業の方針の決定を支配し、短期的な経済的効率性のみを重視して競争力を毀損する過度な生産コストや研究開発コストの削減を行うなど、中長期的視点からの継続的・計画的な経営方針に反する行為を行うことは、企業価値及び株主共同の利益が毀損されることにつながります。また、これらに限らず株式の買付行為の中には、その態様によっては、企業価値及び株主共同の利益を害するものも存在します。

このようなことに対処するためには、当社株式の買収者が意図する経営方針や事業計画の内容、買収提案が当社株主や当社の経営に与える影響、当社を取り巻く多くの関係者に対する影響、製品の安全性をはじめとした社会的責任に対する考え方等について、事前の十分な情報開示がなされ、また、相応の検討期間・交渉力等も確保される必要があると考えております。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

「感動創造企業－世界の人々に新たな感動と豊かな生活を提供する」という企業目的を達成するために中長期的視点から継続的・計画的な下記の諸施策を通じて企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めております。

① 中期経営計画に基づく企業価値向上の取組み

当社グループは、平成20年2月に既存事業の将来展望や外部環境を考慮し平成32年（2020年）を視野に入れた経営や事業の方向性を長期ビジョン「Frontier2020」としてまとめました。その第一フェーズとして、平成20年から平成22年を中期経営計画として「次の時代の飛躍に向けた基盤の確立」をテーマに、以下の取組みにより、「収益」・「成長」・「顧客提供価値」の三要素をさらに高い次元へ発展させ、企業目的である「感動創造企業」を目指してまいります。

- ・信頼性を担保できる「経営の質」の強化
- ・長期視点に立つ「価値創造」への取組み
- ・経営の質と価値創造のための「戦略的な資源投入」

② コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化による企業価値向上の取組み

当社は、コーポレート・ガバナンスを「長期的な企業価値最大化のために、経営体制を規律していくこと」と認識し、意思決定の迅速化や取締役の業績責任の明確化、透明性のある取締役人事・報酬制度の整備などに取組んでまいりました。具体的には、執行役員制を導入し、取締役会の役割を「グループの基本方針の承認と業務執行の監督」、執行役員の役割を「グループの経営及び業務執行」と明確化し、これに合致した経営体制の構築に取組む一方、取締役の株主の皆様に対する責任を明確にするため任期を2年から1年に短縮し、監督機能の強化のため社外取締役を4名としております。また、任意の委員会として「役員人事委員会」を設置し、取締役等の候補者や報酬制度・報酬額についての審議を通じて、妥当性・透明性の向上をはかっております。同委員会の審議に基づき、業績連動性の高い報酬制度への変革や役員退職慰労金の廃止を行いました。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するための方策として、平成19年3月27日開催の第72期定時株主総会においてご承認いただいた「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入の件」の内容に従い、新株予約権の無償割当てを活用した方策（「本プラン」）を導入しております。本プランの概要は以下のとおりです。

- ① 取締役会は、その決議により企業価値委員会を設置するものとします。企業価値委員会の委員は当社の社外役員のみから選任され、委員会の決議は全委員の過半数により行われるものとします。
- ② 取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、特定買収行為に関する提案（特定買収行為を企図する者（グループ会社その他の関係者を含みます。）に関する事項、買収の目的、買収後の当社の経営方針と事業計画、対価の算定の基礎とその経緯、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与える影響その他下記④(イ)ないし(ト)

記載の事項に関連する情報として当社が合理的に求める必要情報が記載されたものをいいます。必要情報が記載された当該提案を以下「買収提案」といい、買収提案を行った者を「買収提案者」といいます。）を予め書面により当社に提出し確認決議を求めるよう要請し、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち買収提案を提出して確認決議を求めるものとします。

「特定買収行為」とは、(i)株券等保有割合が20%以上となる当社の株券等の買付行為及びこれに準ずる行為として取締役会で定めるもの。又は、(ii)買付け等の後の株券等所有割合が20%以上となる当社の株券等の公開買付けの開始行為のいずれかに該当する行為をいいます。「確認決議」とは、下記③に定める企業価値委員会が行った勧告決議を受けてなされる本プランに従い発行される特定買収者等の行使に制約が付された新株予約権（本新株予約権）の無償割当等を行わない旨の取締役会決議をいいます。

- ③ 取締役会は、受領した買収提案を、企業価値委員会に速やかに付議することとします。企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について取締役会が確認決議を行うべきであることを勧告する決議（「勧告決議」）を行うかどうかを審議します。企業価値委員会の決議結果は開示されるものとします。企業価値委員会の検討・審議期間は、買収提案受領後60営業日（対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。）を目安とし、合理的理由によりこれらの期間が延びる場合には、当該理由の開示がなされるものとします。
- ④ 企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとします。なお、以下に掲げる事項が全て満たされていると認められる買収提案については、企業価値委員会は勧告決議を行わなければならないものとします。
- (イ) 下記のいずれの類型にも該当しないこと
- (a) 株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - (b) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の利益を実現する経営を行う行為
 - (c) 当社の資産を買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (d) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開、商品開発等に必要な資産や資金を減少させてその処分利益をもって一時的な高配当やそれによる株価の急騰をねらって高値で売り抜けるなど、当社の継続的發展を犠牲にして一時的な高いリターンを得ようとする行為
 - (e) その他、当社の株主、取引先、顧客、従業員等を含む当社の利害関係者の利益を不当に害することで買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者が利益をあげる態様の行為
- (ロ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること
- (ハ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、強圧的二段階買付（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）、その他買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと
- (ニ) 当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手續に即した真摯な対応がなされていること
- (ホ) 当該買収提案を当社が検討（代替案を検討し当社株主に対して提示することを含む。）するための期間（買収提案の受領日から60営業日（対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は当該日数。））が確保されていること
- (ヘ) 当社の本源的価値に照らして不十分又は不適切であると認められる条件による買収提案ではないこと
- (ト) その他企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであると合理的に認められること
- ⑤ 取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとします。取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、

確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当等を行うことができないものとし、

- ⑥ 確認決議を得ない特定買収行為が行われた場合、取締役会は、無償割当等の基準日等を定め本新株予約権の無償割当等を行い、当該基準日時点の株主に本新株予約権を割り当てるものとし、但し、無償割当等の基準日以前の日で取締役会が定める日までに特定買収者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合（これに準じる特段の事情が生じた取締役会が認めた場合を含みます。）には、取締役会は当該無償割当等を中止し、その効力を生じさせないことができます。

(4) 取締役会の判断及びその判断に係る理由

本プランは上記の基本方針に沿うものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されており、本プランは、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうものではなく、また当社社員の地位の維持を目的とするものではありません。

- ① 本プランは、平成19年3月27日開催の第72期定時株主総会において株主の皆様への事前承認を受けております。
- ② 当社取締役の任期は1年であり、任期期差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っておりません。従って、1回の株主総会普通決議による取締役の選解任を通じて、取締役会決議により本プランを廃止することが可能です。
- ③ 本プランにおける判断の中立性を担保するため、当社の業務執行に従事していない当社社外役員のみから構成される企業価値委員会が、会社に対し負う当社役員としての法的義務を背景に、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から買収提案について検討・審議します。また、企業価値委員会から取締役会に対し、確認決議を行うべきである旨の勧告決議がなされた場合、取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、同勧告決議に従い確認決議を行わなければならないこととされており、
- ④ 上記(3)④(イ)ないし(ト)記載の事項が全て充たされていると認められる買収提案については、企業価値委員会は勧告決議を行わなければならないものとされており、客観性を高めるための仕組みが採られております。
- ⑤ 株主総会におけるご承認の有効期間を、第72期定時株主総会から3年に設定しております。有効期間中は、当該総会におけるご承認の授權の範囲内で、取締役会が1年ごとに本プランの内容を決定することとしており、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となっております。有効期間経過後、取締役会は、附帯条件の見直し等を含め、改めて株主意思の確認を行い、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。
- ⑥ 本プランは、経済産業省及び法務省が定めた平成17年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件（新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために充たすべき要件）、政府指針が求める合理性の要件（株主や投資家など関係者の理解を得るための要件）を全て充たしております。

(ご参考)

なお、「7. 会社の支配に関する基本方針」の「(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」において記載する本プランについては、平成22年2月12日開催の当社取締役会において、平成22年3月25日開催の第75期定時株主総会の承認を得ることを条件に、株主・投資家保護の観点から一部改定した上で継続することを決議しており、同定時株主総会の議案として上程しております。詳細については、招集ご通知 株主総会参考書類 第2号議案（7頁以降）をご覧ください。

連結貸借対照表 (平成21年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	137,328	支払手形及び買掛金	110,147
受取手形及び売掛金	201,684	短期借入金	87,574
商品及び製品	147,380	1年内返済予定の長期借入金	30,470
仕掛品	42,746	未払金	49,328
原材料及び貯蔵品	33,401	未払法人税等	2,480
繰延税金資産	3,276	賞与引当金	8,052
その他	63,273	製品保証引当金	22,403
貸倒引当金	△8,291	その他の引当金	926
流動資産合計	620,800	その他	68,313
II 固定資産		流動負債合計	379,698
1 有形固定資産		II 固定負債	
建物及び構築物	94,743	長期借入金	281,898
機械装置及び運搬具	76,114	再評価に係る繰延税金負債	7,024
土地	73,829	退職給付引当金	34,748
建設仮勘定	13,444	役員退職慰労引当金	156
その他	17,424	製造物賠償責任引当金	24,715
有形固定資産合計	275,556	二輪車リサイクル引当金	1,183
2 無形固定資産		その他の引当金	407
借地権	2,021	その他	7,978
その他	2,781	固定負債合計	358,111
無形固定資産合計	4,802	負債合計	737,810
3 投資その他の資産		純 資 産 の 部	
投資有価証券	38,137	I 株主資本	
長期貸付金	32,390	1 資本金	48,342
繰延税金資産	5,707	2 資本剰余金	60,824
その他	10,987	3 利益剰余金	180,880
貸倒引当金	△1,305	4 自己株式	△677
投資その他の資産合計	85,917	株主資本合計	289,369
固定資産合計	366,276	II 評価・換算差額等	
資産合計	987,077	1 その他有価証券評価差額金	4,039
		2 土地再評価差額金	10,208
		3 為替換算調整勘定	△91,220
		評価・換算差額等合計	△76,971
		III 新株予約権	72
		IV 少数株主持分	36,796
		純資産合計	249,266
		負債純資産合計	987,077

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。

連結損益計算書（自平成21年1月1日 至平成21年12月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	額
I 売 上 高		1,153,642
II 売 上 原 価		951,350
売 上 総 利 益		202,292
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		264,872
営 業 損 失 (△)		△62,580
IV 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8,367	
受 取 配 当 金	532	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	1,911	
そ の 他	12,443	23,255
V 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,984	
早 期 退 職 制 度 費 用	35	
販 売 金 融 関 連 費 用	1,378	
販 売 金 融 資 産 評 価 差 損	3,056	
為 替 差 損	2,559	
そ の 他	12,001	29,015
経 常 損 失 (△)		△68,340
VI 特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	367	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	4	372
VII 特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	531	
固 定 資 産 処 分 損	1,186	
減 損 損 失	239	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	15	
事 業 構 造 改 善 費 用	103,729	105,701
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△)		△173,669
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	14,114	
法 人 税 等 還 付 税 額	△13,553	
法 人 税 等 調 整 額	38,697	39,258
少 数 株 主 利 益		3,220
当 期 純 損 失 (△)		△216,148

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書（自平成21年1月1日 至平成21年12月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成20年12月31日 残高	48,342	60,824	392,025	△181	501,011
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減			△609		△609
連結会計年度中の変動額					
土地再評価差額金の取崩			7,045		7,045
剰余金の配当			△1,432		△1,432
当期純損失（△）			△216,148		△216,148
自己株式の取得				△497	△497
自己株式の処分		△0		0	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	0	△0	△210,535	△496	△211,032
平成21年12月31日 残高	48,342	60,824	180,880	△677	289,369

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					新株 予約権	少数株主 持 分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成20年12月31日 残高	100	1,992	17,254	△125,791	△106,443	30	33,885	428,483
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減							△57	△667
連結会計年度中の変動額								
土地再評価差額金の取崩								7,045
剰余金の配当								△1,432
当期純損失（△）								△216,148
自己株式の取得								△497
自己株式の処分								0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	3,939	△1,992	△7,045	34,570	29,471	42	2,969	32,483
連結会計年度中の変動額合計	3,939	△1,992	△7,045	34,570	29,471	42	2,969	△178,549
平成21年12月31日 残高	4,039	0	10,208	△91,220	△76,971	72	36,796	249,266

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
- ① 連結子会社の数 107社
 - ② 主要な連結子会社の名称
ヤマハ発動機販売株式会社、ヤマハ モーター パワー プロダクツ株式会社、
ヤマハ モーター エレクトロニクス株式会社、Yamaha Motor Corporation, U.S.A.,
Yamaha Motor Manufacturing Corporation of America, Yamaha Motor Europe N.V.,
Yamaha Motor Espana S.A., PT.Yamaha Indonesia Motor Manufacturing,
Thai Yamaha Motor Co., Ltd., Yamaha Motor Vietnam Co., Ltd.,
台湾山葉機車工業股份有限公司
 - ③ 主要な非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由
HL Yamaha Motor Research Centre Sdn.Bhd.などの非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等を考慮した場合、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いています。
- (2) 持分法の適用に関する事項
- ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及びこれらのうち、主要な会社等の名称
持分法適用子会社の数 7社 HL Yamaha Motor Research Centre Sdn.Bhd. 他6社
持分法適用関連会社の数 26社 重慶建設・雅馬哈摩托車有限公司 他25社
 - ② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称並びに持分法を適用しない理由
PT. Melco Indonesiaなどの非連結子会社5社及びワイスクエアマリン製造株式会社などの関連会社2社については、連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資については持分法を適用せず、原価法によっています。
- (3) 会計処理基準に関する事項
- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - (イ) 有価証券
その他有価証券
時価のあるもの
連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）
時価のないもの
移動平均法による原価法
 - (ロ) デリバティブ
時価法
 - (ハ) たな卸資産
主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しています。）
（会計方針の変更）
〔棚卸資産の評価に関する会計基準〕の適用
当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）が適用されたことに伴い、評価基準については、低価法から原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しています。
当該変更が当連結会計年度の損益に与える影響は軽微です。
 - ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - (イ) 有形固定資産（リース資産を除く）
主として定率法
（追加情報）
当連結会計年度より、当社及び国内連結子会社は、平成20年度の法人税法の改正（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令」（平成20年4月30日 財務省令第32号））を契機に、主として機械及び装置の耐用年数を見直しました。
これにより、従来と同一の処理方法を適用した場合と比べて、当連結会計年度の営業損失、経常損失、税金等調整前当期純損失はそれぞれ1,199百万円増加しています。
 - (ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。
 - (ハ) リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法を採用しています。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
 - ③ 重要な引当金の計上基準
 - (イ) 貸倒引当金
売掛金、貸付金その他これらに準ずる債権を適正に評価するため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定

- の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
- (ロ) 賞与引当金
 使用人及び使用人兼務取締役に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。
 - (ハ) 役員賞与引当金
 役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。
 - (二) 製品保証引当金
 販売済製品の保証期間中のアフターサービス費用、その他販売済製品の品質問題に対処する費用に充てるため、発生額を個別に見積ることができる費用については当該費用を、その他については、保証期間に基づいて売上高に経験率(アフターサービス費用/売上高)を乗じて計算した額を計上しています。
 - (ホ) 退職給付引当金
 使用人の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
 過去勤務債務については、その発生時の使用人の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理しています。
 数理計算上の差異については、その発生時の使用人の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理しています。
 - (ヘ) 役員退職慰労引当金
 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による必要額を計上しています。
 - (ト) 製造物賠償責任引当金
 製造物賠償責任保険で補填されない損害賠償金の支払に備えるため、過去の実績を基礎に支払見積額を計上しています。
 - (チ) 二輪車リサイクル引当金
 二輪車のリサイクル費用に充てるため、販売実績に基づいてリサイクル費用見込額を計上しています。
 - ④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
 - (イ) 消費税等の会計処理
 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。
 - (ロ) 連結納税制度の適用
 連結納税制度を適用しています。
 - (ハ) のれん及び負のれんの償却に関する事項
 のれんは、その発生時の都度、実質的判断による見積り年数で、定額法により償却しています。
 - (4) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
 連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更に関する注記

- (1) 連結の範囲の変更
 当連結会計年度より、従来連結の範囲に含めていたヤマハマリン株式会社はヤマハ発動機株式会社を存続会社とする吸収合併により、株式会社イー・アンド・エスは株式会社ワイエス(※)を存続会社とする吸収合併により、また、Yamaha Motor Polska Sp.z o.o.、Yamaha Motor Hungary Kft.、Yamaha Motor Austria GmbH.、Yamaha Motor Czech spol.s r.o.はYamaha Motor Middle Europe B.V.を存続会社とする吸収合併により連結の範囲から除外しました。
 ※株式会社ワイエスは、平成21年1月1日付けでヤマハ モーター サポート & サービス株式会社に商号を変更しました。
- (2) 会計処理の原則及び手続きの変更
 - ① 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用
 当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)が適用されたことに伴い、連結決算上必要な修正を行っています。
 当該変更が当連結会計年度末の利益剰余金及び少数株主持分に与える影響は軽微です。
 - ② 「リース取引に関する会計基準」等の適用
 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しています。
 当該変更が当連結会計年度の損益に与える影響は軽微です。
 - ③ 重要なヘッジ会計処理等の方法の変更
 従来、ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブ取引に関しては繰延ヘッジ処理を、振当処理の要件を満たす為替予約に関しては振当処理を、特例処理の要件を満たす金利スワップに関しては特例処理を適用していましたが、当連結会計年度より、当社グループのヘッジ方針等を見直したことに伴い、デリバティブ取引が、当社グループの連結計算書類に与える影響を適切に反映させるため、時価をもって計上する方法に変更しました。
 なお、取引発生時以前に為替予約等を付することにより決済円貨額が確定している取引については、当該円貨額を付す処理を行っていましたが、上記変更に伴い、当該取引をより適切に反映する為替相場(取引発生時の直物為替相場)によって換算する方法に変更しています。
 当該変更が当連結会計年度の損益に与える影響は軽微です。

(3) 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

- ① 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しています。
- なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ230,378百万円、49,119百万円、39,399百万円です。
- ② 「その他の引当金(固定負債)」は、前連結会計年度は「その他(固定負債)」に含めて表示しておりましたが、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年8月10日 内閣府令第64号)が適用となったことに伴い当連結会計年度においても区分掲記することといたしました。
- なお、前連結会計年度の「その他(固定負債)」に含まれる「その他の引当金(固定負債)」の金額は、624百万円です。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「固定資産処分損」として掲記されていたものは、「固定資産売却損」を含んでいましたが、EDINETへのXBRL導入に伴い連結計算書類の比較可能性を向上させるため、当連結会計年度より「固定資産処分損」「固定資産売却損」に区分掲記しています。

なお、前連結会計年度の「固定資産処分損」に含まれる「固定資産売却損」は、1,393百万円です。

(4) 追加情報

(債権流動化による資金調達プログラムの見直しに伴う影響について)

当連結会計年度において当社米国連結子会社Yamaha Motor Corporation, U.S.A.における債権流動化による資金調達プログラムを見直しました。この見直しにより、当連結会計年度末の連結貸借対照表には受取手形及び売掛金、短期借入金がそれぞれ27,698百万円(301百万米ドル)計上されています。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 516,478百万円

(2) 担保資産

担保に供している資産は次のとおりです。

受取手形及び売掛金	66,815百万円
商品及び製品	2,152
仕掛品	464
原材料及び貯蔵品	2,124
流動資産のその他	9,772
建物及び構築物	182
機械装置及び運搬具	8,758
土地	1,528
建設仮勘定	1,130
有形固定資産のその他	327
投資有価証券	27
長期貸付金	23,994
投資その他の資産のその他	1,050
合計	118,328

担保付債務は次のとおりです。

短期借入金	41,837百万円
長期借入金	24,039
固定負債のその他	1,476
合計	67,352

上記の金額には、当社米国連結子会社Yamaha Motor Corporation, U.S.A.における債権流動化による資金調達プログラムの見直しに伴って、当連結会計年度において認識した担保資産が61,913百万円含まれています。これに対応する担保付債務は27,698百万円(301百万米ドル)です。

(3) 受取手形割引高 1,117百万円

(4) 保証債務

下記の会社の金融機関借入金に関して保証等を行っています。

〔関係会社〕

あまがさき健康の森株式会社 316百万円

〔その他〕

株式会社エンルムマリナー室蘭 65

株式会社マリナー河芸 25

合計 408

上記の金額には保証類似行為によるものが342百万円含まれています。

- (5) 土地再評価差額金
 土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。
- ① 再評価実施日 平成12年3月31日
- ② 再評価の方法
 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に、合理的な調整を行って算定しています。
- ③ 再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額
 当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を5,272百万円下回っています。

4. 連結損益計算書に関する注記

- (1) 減損損失及び事業構造改善費用に含まれる減損損失の内容
- ① 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	場所	減損損失	
		種類	金額（百万円）
二輪車事業	静岡県 磐田市、 米国、ブラジル、フランス、 イタリア、ハンガリー、 他	建物及び構築物	8,701
		機械装置及び運搬具	25,804
		土地	12,242
		有形固定資産のその他	5,586
		無形固定資産のその他	61
	計	52,398	
マリン事業	静岡県 浜松市、 米国、フランス、 他	建物及び構築物	1,004
		機械装置及び運搬具	9,788
		土地	29
		建設仮勘定	624
		有形固定資産のその他	223
	無形固定資産のその他	149	
	計	11,819	
特機事業	静岡県 掛川市、 米国、 他	建物及び構築物	1,116
		機械装置及び運搬具	5,914
		土地	4,795
		建設仮勘定	1,315
		有形固定資産のその他	944
	無形固定資産のその他	3	
	計	14,091	
その他の事業	静岡県 磐田市、 他	建物及び構築物	406
		機械装置及び運搬具	3,310
		土地	54
		有形固定資産のその他	274
		無形固定資産のその他	6
	計	4,052	
遊休資産	静岡県 浜松市、 他	建物及び構築物	100
		機械装置及び運搬具	408
		土地	121
		建設仮勘定	21
		有形固定資産のその他	37
	無形固定資産のその他	6	
	計	697	

- ② 資産のグルーピングの方法
事業区分をもとに他の資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位でグルーピングを行っています。
- ③ 減損損失の認識に至った経緯
市場環境の著しい悪化に伴い、二輪車事業、マリネ事業、特機事業及びその他の事業について減損損失を認識しました。また、事業の用に供していない遊休資産グループのうち、市場価格が帳簿価額に対して著しく下落した資産について減損損失を認識しました。
- ④ 回収可能価額の算定
回収可能価額は、各資産グループ単位の将来キャッシュ・フローを、主として割引率4.0%を使用して算出した使用価値と、不動産鑑定評価基準に基づく評価額、路線価による相続税評価額等を用いて合理的に算出した正味売却価額のいずれが高い額としています。
- (2) 事業構造改善費用の内訳
事業構造改善費用は、固定資産の減損損失82,819百万円、従業員の早期退職に係る費用20,160百万円、生産体制の整備・再編に係る費用等749百万円です。
- (3) 法人税等還付税額は、当社米国連結子会社Yamaha Motor Corporation, U.S.A.における過年度の取引に関する法人税等の還付見込み額です。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 286,507,784株

- (2) 剰余金の配当に関する事項

- ① 配当金の支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成21年3月25日 定時株主総会	普通株式	1,432百万円	5円00銭	平成20年12月31日	平成21年3月26日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

- (3) 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末日における新株予約権の状況

	第4回新株予約権 (平成20年6月13日発行) (注)	第5回新株予約権 (平成21年6月16日発行) (注)
新株予約権の残高	755個	1,120個
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	75,500株	112,000株

(注) ストック・オプションとしての第4回新株予約権及び第5回新株予約権の権利行使期間はそれぞれ平成22年6月13日から平成26年6月12日、平成23年6月16日から平成27年6月15日までであり、権利行使期間の初日は当連結会計年度末日現在到来していません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 743円04銭
(2) 1株当たり当期純損失 755円92銭

貸借対照表 (平成21年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	35,126	支払手形	2,875
受取手形	2,675	支払手形	272
売掛金	41,001	短期借入金	40,680
商品及び製品	27,966	1年内返済予定の長期借入金	3,451
仕掛品	15,069	未払金	23,800
原材料及び貯蔵品	10,085	未払費用	40
前渡金	505	未払税金	23,673
前払費用	470	未払法人税等	3,918
未収入金	7,169	繰上金	3,822
短期貸付金	13,919	繰上税金	110
その他金	200	繰上税金	271
貸倒引当金	△1,406	繰上税金	1,396
流動資産合計	152,785	繰上税金	2,048
II 固定資産		繰上税金	3,895
1 有形固定資産		繰上税金	14,138
建物	35,018	繰上税金	1,356
構築物	1,882	流動負債合計	125,752
機械及び装置	8,056	長期借入金	188,000
船舶	85	繰上金	1,083
車両運搬具	96	繰上金	1,033
工具、器具及び備品	3,262	繰上金	7,024
土地	48,483	繰上金	26,167
建設仮勘定	4,943	繰上金	110
有形固定資産合計	101,829	繰上金	10,504
2 無形固定資産		繰上金	1,183
借地の権利	534	繰上金	713
その他の権利	156	繰上金	669
無形固定資産合計	691	固定負債合計	236,490
3 投資その他の資産		負債合計	362,243
投資有価証券	19,127	純資産の部	
関係会社株式	126,804	I 株主資本	
出資金	3	1 資本金	48,342
関係会社出資金	21,320	2 資本剰余金	60,432
長期貸付金	21	(1) 資本準備金	391
従業員に対する長期貸付金	23	(2) その他資本剰余金	60,824
関係会社長期貸付金	1,740	3 利益剰余金	3,775
長期前払費用	48	(1) 利益準備金	30
差入保証金	1,078	(2) その他利益剰余金	330
貸倒引当金	△69	繰上金	△63,812
投資その他の資産合計	170,099	繰上金	△59,675
固定資産合計	272,620	繰上金	△638
資産合計	425,406	II 評価・換算差額等	48,852
		1 その他有価証券評価差額金	4,029
		2 土地再評価差額金	10,208
		評価・換算差額等合計	14,237
		III 新株予約権	72
		純資産合計	63,162
		負債純資産合計	425,406

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。

損益計算書（自平成21年1月1日 至平成21年12月31日）

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売 上 高		401,828
II 売 上 原 価		378,732
売 上 総 利 益		23,095
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		78,394
営 業 損 失 (△)		△55,299
IV 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	439	
受 取 配 当 金	10,588	
そ の 他	4,508	15,535
V 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,658	
寄 付 金	870	
転 進 支 援 金	35	
為 替 差 損	1,815	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	44	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	11,922	
そ の 他	4,192	21,540
経 常 損 失 (△)		△61,303
VI 特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	72	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	10,842	10,915
VII 特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	104	
固 定 資 産 処 分 損	757	
減 損 損 失	239	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	5	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	9	
事 業 構 造 改 善 費 用	79,377	80,493
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△130,881
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,972	
法 人 税 等 調 整 額	25,581	27,553
当 期 純 損 失 (△)		△158,435

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書（自平成21年1月1日 至平成21年12月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本											自己株式	株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 合 計			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金							
					特 別 償 却 準 備 金	圧 縮 記 帳 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金					
平成20年12月31日 残高	48,342	60,432	391	60,824	3,775	40	333	86,465	3,194	93,810	△154	202,822	
事業年度中の変動額													
特別償却準備金の取崩						△9			9	0		0	
圧縮記帳積立金の取崩							△3		3	0		0	
別途積立金の取崩								△86,465	86,465	0		0	
土地再評価差額金の取崩									7,045	7,045		7,045	
剰余金の配当									△1,432	△1,432		△1,432	
当期純損失（△）									△158,435	△158,435		△158,435	
分割型の会社分割による減少									△664	△664		△664	
自己株式の取得											△484	△484	
自己株式の処分			△0	△0							0	0	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）													
事業年度中の変動額合計	0	0	△0	△0	0	△9	△3	△86,465	△67,007	△153,486	△484	△153,970	
平成21年12月31日 残高	48,342	60,432	391	60,824	3,775	30	330	0	△63,812	△59,675	△638	48,852	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成20年12月31日 残高	68	1,322	17,254	18,645	30	221,498
事業年度中の変動額						
特別償却準備金の取崩						0
圧縮記帳積立金の取崩						0
別途積立金の取崩						0
土地再評価差額金の取崩						7,045
剰余金の配当						△1,432
当期純損失（△）						△158,435
分割型の会社分割による減少						△664
自己株式の取得						△484
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	3,960	△1,322	△7,045	△4,407	42	△4,365
事業年度中の変動額合計	3,960	△1,322	△7,045	△4,407	42	△158,336
平成21年12月31日 残高	4,029	0	10,208	14,237	72	63,162

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

製品及び仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しています。）

商品、原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しています。）

（会計方針の変更）

「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）が適用されたことに伴い、評価基準については、低価法から原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しています。

当該変更が当事業年度の損益に与える影響は軽微です。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

（追加情報）

当事業年度より、当社は、平成20年度の法人税法の改正（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令」（平成20年4月30日 財務省令第32号））を契機に、主として機械及び装置の耐用年数を見直しました。

当該変更が当事業年度の損益に与える影響は軽微です。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金、貸付金その他これらに準ずる債権を適正に評価するため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

使用人及び使用人兼務取締役に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

- ④ 製品保証引当金
販売済製品の保証期間中のアフターサービス費用、その他販売済製品の品質問題に対処する費用に充てるため計上しています。発生額を個別に見積ることができる費用については当該費用を、その他については保証期間に基づいて売上高に経験率（アフターサービス費用／売上高）を乗じて計算した額を計上しています。
- ⑤ 退職給付引当金
使用人の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。過去勤務債務については、その発生時の使用人の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異については、その発生時の使用人の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌事業年度から費用処理しています。
- ⑥ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規による必要額を計上しています。
- ⑦ 製造物賠償責任引当金
製造物賠償責任保険で補填されない損害賠償金の支払に備えるため、過去の実績を基礎に支払見積額を計上しています。
- ⑧ 二輪車リサイクル引当金
二輪車のリサイクル費用に充てるため、販売実績に基づいてリサイクル費用見込額を計上しています。
- ⑨ 投資損失引当金
関係会社等への投資に係る損失に備えるため、その財政状態を勘案し、必要額を計上しています。
- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - ① 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。
 - ② 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

- (1) 「リース取引に関する会計基準」等の適用
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しています。当該変更が当事業年度の損益に与える影響は軽微です。
- (2) 重要なヘッジ会計処理等の方法の変更
従来、ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブ取引に関しては繰延ヘッジ処理を、振当処理の要件を満たす為替予約に関しては振当処理を、特例処理の要件を満たす金利スワップに関しては特例処理を適用していましたが、当事業年度より、当社のヘッジ方針等を見直したことに伴い、デリバティブ取引が、当社の計算書類に与える影響を適切に反映させるため、時価をもって計上する方法に変更しました。なお、取引発生時以前に為替予約等を付することにより決済円貨額が確定している取引については、当該円貨額を付す処理を行っていましたが、上記変更に伴い、当該取引をより適切に反映する為替相場（取引発生時の直物為替相場）によって換算する方法に変更しています。これにより、営業損失は1,382百万円、経常損失及び税引前当期純損失は、それぞれ761百万円増加しています。

3. 表示方法の変更

（損益計算書）

- (1) 従来、営業外費用において「有価証券減損額」として掲記されていたものは、EDINETへのXBRL導入に伴い計算書類の比較可能性を向上させるため、当事業年度より「投資有価証券評価損」「関係会社株式評価損」に区分掲記しています。なお、前事業年度

の営業外費用には「投資有価証券評価損」「関係会社株式評価損」はありません。

- (2) 前事業年度において「固定資産処分損」として掲記されていたものは、「固定資産売却損」を含んでいましたが、EDINETへのXBRL導入に伴い計算書類の比較可能性を向上させるため、当事業年度より「固定資産処分損」「固定資産売却損」に区分掲記しています。

なお、前事業年度の「固定資産処分損」に含まれる「固定資産売却損」は、389百万円です。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	305,997百万円
(2) 担保資産	
関係会社株式	28百万円
関係会社株式の担保提供は、関係会社の金融機関借入金に対して差し入れたものです。	
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	46,480百万円
長期金銭債権	1,830
短期金銭債務	16,535
長期金銭債務	1,083
(4) 受取手形割引高	4,462百万円
(5) 保証債務	
下記の会社の金融機関借入金に関して保証等を行っています。	
〔関係会社〕	
Yamaha Motor Corporation, U.S.A.	50,655百万円
India Yamaha Motor Pvt. Ltd.	7,990
あまがさき健康の森株式会社	316
〔その他〕	
株式会社エンルムマリーナ室蘭	65
株式会社マリーナ河芸	25
合 計	59,053

上記の金額には保証類似行為によるものが342百万円含まれています。

- (6) 土地再評価差額金
土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。
- ① 再評価実施日 平成12年3月31日
- ② 再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に、合理的な調整を行って算定しています。
- ③ 再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を5,272百万円下回っています。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
売上高	297,500百万円
仕入高	99,326
営業取引以外の収入	11,293
営業取引以外の支出	382

(2) 減損損失及び事業構造改善費用に含まれる減損損失の内容

① 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	場所	減 損 損 失	
		種 類	金 額 (百万円)
二輪車事業	静岡県 磐田市、 他	建 物	4,732
		構 築 物	3,190
		機 械 及 び 装 置	22,474
		船 舶	0
		車 両 運 搬 具	217
		工 具、器 具 及 び 備 品	4,729
		土 地	11,999
		無 形 固 定 資 産 の そ の 他	31
	計	47,376	
マリン事業	静岡県 浜松市、 他	機 械 及 び 装 置	6,685
		計	6,685
特機事業	静岡県 磐田市、 他	建 物	352
		構 築 物	395
		機 械 及 び 装 置	1,278
		船 舶	0
		車 両 運 搬 具	29
		工 具、器 具 及 び 備 品	536
		土 地	4,673
		無 形 固 定 資 産 の そ の 他	3
	計	7,269	
その他の事業	静岡県 磐田市、 他	建 物	109
		構 築 物	216
		機 械 及 び 装 置	3,065
		船 舶	0
		車 両 運 搬 具	9
		工 具、器 具 及 び 備 品	253
		無 形 固 定 資 産 の そ の 他	6
	計	3,661	
遊休資産	静岡県 浜松市、 他	建 物	88
		構 築 物	12
		機 械 及 び 装 置	177
		船 舶	7
		工 具、器 具 及 び 備 品	34
		土 地	113
	計	433	

② 資産のグルーピングの方法

事業区分をもとに他の資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位でグルーピングを行っています。

③ 減損損失の認識に至った経緯

市場環境の著しい悪化に伴い、二輪車事業、マリン事業、特機事業及びその他の事業について減損損失を認識しました。また、事

業の用に供していない遊休資産グループのうち、市場価格が帳簿価額に対して著しく下落した資産について減損損失を認識しました。

- ④ 回収可能価額の算定
回収可能価額は、各資産グループ単位の将来キャッシュ・フローを割引率4.0%を使用して算出した使用価値と、不動産鑑定評価基準に基づく評価額、路線価による相続税評価額等を用いて合理的に算出した正味売却価額のいずれか高い額としています。
- (3) 事業構造改善費用の内訳
事業構造改善費用は、固定資産の減損損失65,188百万円、従業員の早期退職に係る費用13,641百万円、生産体制の整備・再編に係る費用等547百万円です。
- (4) 抱合せ株式消滅差益は、平成21年1月1日付けでヤマハマリン(株)を吸収合併したことによるものです。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数
普通株式

621,735株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

税務上の繰越欠損金	29,880百万円
有価証券評価損	24,314
減価償却超過額	22,841
退職給付引当金	10,388
未払金・未払費用	6,377
製品保証引当金	5,613
製造物賠償責任引当金	4,170
たな卸資産評価損	2,888
賞与引当金	1,546
その他	3,382
繰延税金資産小計	111,401
評価性引当額	△ 111,401
繰延税金資産合計	0

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△ 572百万円
圧縮記帳積立金	△ 436
その他	△ 296
繰延税金負債合計	△ 1,305

繰延税金負債の純額 △ 1,305

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

- (1) 事業年度の末日におけるリース物件の取得原価相当額 1,864百万円
- (2) 事業年度の末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額 1,385百万円
- (3) 事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額 478百万円

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しています。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ヤマハ発動機 販売株式会社	所有 直接 100.0%	当社製品の販売等	売上高 (注1)	34,139	売掛金	5,521
子会社	Yamaha Motor Corporation, U.S.A.	所有 直接 100.0%	当社製品の販売等	売上高 (注1) 債務保証 (注2)	50,036 50,655	売掛金 —	3,019 —
子会社	Yamaha Motor Europe N.V.	所有 直接 100.0%	当社製品の販売等	売上高 (注1)	70,128	売掛金	1,060
子会社	India Yamaha Motor Pvt. Ltd.	所有 直接 69.0% 間接 1.0%	当社製品の製造等	債務保証 (注2)	7,990	—	—

(注1) 価格その他の取引条件は、各社と交渉の上で決定しています。

(注2) 債務保証は、貸借対照表上に計上されていないため、科目及び期末残高を記載していません。

(注3) 取引金額及び海外子会社の売掛金には消費税等が含まれていません。国内子会社の売掛金には、消費税等が含まれています。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	220円68銭
(2) 1株当たり当期純損失	554円01銭

独立監査人の監査報告書

平成22年2月8日

ヤマハ発動機株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 藤田和弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田宮紳司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 塚原正彦 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヤマハ発動機株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマハ発動機株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成22年2月8日

ヤマハ発動機株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 藤田和弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田宮紳司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 塚原正彦 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤマハ発動機株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、

必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年2月10日

ヤマハ発動機株式会社 監査役会

常勤監査役 和久田 晴比古 ㊟

常勤監査役 馬 淵 勉 ㊟

社外監査役 太 田 直 幹 ㊟

社外監査役 清 水 紀 彦 ㊟

社外監査役 河 和 哲 雄 ㊟

2009年

1月

2月

3月

4月

5月

6月

2月

電動アシスト自転車 「PAS Brace」が高評価で受賞



PAS Brace

日経関連紙に掲載物の中から、技術開発性・独創性・成長性などの観点で特に優れたものを表彰する、日経優秀製品・サービス賞 2008の表彰式が行われました。

環境問題に対応した製品が数多く受賞の中で、当社の電動アシスト自転車「PAS Brace」が、日経優秀製品・サービス賞 優秀賞 健康医療部門 を受賞しました。

7月

インドで二輪車新組立工場が稼動

インドの二輪車新組立工場が7月に稼動しました。ミッドシップマフラーを採用した、ツーリングモデル「FAZER」などが、この工場のラインで組み立てられます。

世界第2位のインド二輪車市場において、今後もヤマハ製品を積極的に投入することで、販売拡大を目指してまいります。



FAZER

10月

11月

第41回東京モーターショー出展



電動二輪車 EC-fs 及び EC-f

10月24日から11月4日の12日間にわたり、「第41回 東京モーターショー2009」が開催されました。

当社は“A moment — 感動の一瞬”をブーステーマとして、モーターサイクルに加え、開発中の電動二輪車なども展示しました。また、電動アシスト自転車PASの試乗など新たな試みも行いました。

全体の来場者数が減少する中で、当社ブースには前回を超えるお客様が来場され、当社の技術や、二輪車の未来・可能性・楽しさ・素晴らしさを、より幅広いお客様に伝える場となりました。

7月

8月

9月

10月

11月

12月

12月

インドネシアにおける植林活動 5年目の報告

ヤマハ発動機株式会社、ヤマハ株式会社の両社は、生産・販売の拠点を置くインドネシアで、植林を通じた環境保全や教育支援など、地域社会へ貢献していく取組みを2005年12月から行っております。

ジャワ島西部に位置するスラブミ県の県有地へ植林活動により、本来の天然林に近い環境へと再生することを目指しています。

過去4年間で、約86,000本、今年度分として約26,000本の苗木を植林し、累計で約11万本という「ヤマハの森」5カ年計画の完了を予定しています。

また、ここ1年の活動として、3箇所目となる共同水場の建設、机・椅子、学用品やスポーツ用品の支援、農村や学校での育苗活動、世界環境デーにちなんでエコキャンプ等を行いました。



2005年に
植林した木



植林参加者の皆さん

12月

モト GP・全日本選手権 2年連続3冠達成



モト GP ロッシ選手



全日本モトクロス 成田選手



フィアット・ヤマハチーム

モータースポーツ2009シーズンが終了しました。二輪ロードレースの最高峰であるモトGPで3冠を獲得し、国内でも史上初となる3部門の最高峰クラス2年連続3冠を手に入れました。

二輪ロードレースの最高峰であるモトGPについては、「フィアット・ヤマハチーム」所属、前年チャンピオンのロッシ選手が2連覇し、チームメイトのロレンソ選手も2位と活躍しました。結果として、ライダー、チーム、コンストラクターの3冠を2年連続で達成しました。

全日本ロードレース選手権では、中須賀選手が最終戦で2年連続チャンピオンを決めました。全日本モトクロス選手権では、成田選手が総合優勝6回と、圧倒的な強さでチャンピオンとなりました。全日本トライアル選手権は、黒山選手が、自身9度目、2年連続のチャンピオンを獲得しました。

2009年4月発売

VMAX



1985年、北米で初めて導入して以来、当社モーターサイクルを象徴してきたモデルであるVMAX。最新技術を織り込み、当社ブランドをアピールできる製品として、日本市場向けに発売しました。ヤマハ独自の技術によりパワフルでありながら快適な走行性を実現しています。

2009年8月発売

アクストリート XC125E



エコなライフスタイルが注目されている中、快適な移動手段として、125ccの原付2種スクーターが注目されています。アクストリートXC125Eは通勤快速コンパクト125として発売。お客様のニーズにお応えしました。

2009年11月 ベトナムにて発売

LEXAM



モペットとスクーターの両方のよさを兼ね備えた、新しい二輪車をベトナム市場に投入しました。

アセアンでは、モペット型二輪車は家族で共用されることも多く、オートマチック化が望まれており、今回、当社独自のY.C.A.T.という技術を搭載し、モペット型の外観のままオートマチック化を実現しました。

2009年12月発売

SR400



30年を超えるロングセラーモデルに、F.I.*を新たに採用するなど、優れた走行性と環境性能を備え、12月に発売しました。

シンプルなスタイルと単気筒エンジンの鼓動感あふれる走りから幅広い年齢層の支持を集めています。

※F.I. … フューエルインジェクション（電子制御式燃料噴射装置）。走行状況に応じて最適な燃料供給を可能にする燃料噴射装置。

2009年10月発売

● EXULT36 Sport Saloon250



高い艇体剛性を持つ新開発の船型を採用し、優れた走航性能と静止安定性を実現しました。

全長約12mの、柔らかな曲線からなる美しいエクステリアデザインを持ち、インテリアも厳選された銘木と本革を使用し、質感とデザイン性を高めています。

また、ジョイスティックでの操船が可能となり、初心者でもやさしく操縦ができるようになりました。

2009年10月発売

● ジョイ ユニット エックス



当社は、高齢化社会対応への一環として、90年代より電動車イス事業に取り組んでいます。

その中でも、電動化ユニットJWシリーズは、手動兼用型車イス市場において常にトップシェアを維持しており、当社は福祉的観点からの貢献もしております。

今回、その手動兼用型車イスを電動化するユニット「JWX-1」の小型化版を発売しました。

2009年7月発売

● PAS Raffini



幼児2人同乗用自転車としての安全基準と、電動アシスト自転車に関する法令改正に伴う新基準に対応したモデルを7月に発売しました。

発進時や登坂走行時などの負荷を軽減した、親子で快適に乗っていただけるモデルです。子育て後もおしゃれに乗れるデザインになっています。

2009年11月発売

● YG12F



電子部品実装の現場においては生産性、先進品への対応力、設備スペース効率、経済性などが、高いレベルで求められています。「YG12F」はこれらの市場ニーズを織り込みながら、低価格化も実現した表面実装機です。

株主インフォメーション

◆株主メモ

事業年度	1月1日から12月31日まで
剰余金の配当の基準日	期末配当：12月31日 中間配当：6月30日
定時株主総会	3月中に開催
単元株式数	100株
公告の方法	電子公告によります。ただし、やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は日本経済新聞に掲載いたします。
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
同事務取扱場所	〒460-8685 名古屋市中区栄三丁目15番33号 中央三井信託銀行株式会社 名古屋支店証券代行部 電話 0120-78-2031 (フリーダイヤル)
同取次窓口	中央三井信託銀行株式会社本店及び全国各支店 日本証券代行株式会社本店及び全国各支店

◆お知らせ

1. 未払配当金の支払のお申出先
これまでどおり、株主名簿管理人にお申出ください。
 2. 住所変更、単元未満株式の買取・買増、配当金受取方法の指定等のお申出先
 - ①証券会社に口座を開設されている株主様
お取引先の証券会社等にお申出ください。
 - ②証券会社に口座がなく、特別口座に記録されている株主様
特別口座を開設している下記の口座管理機関にお申し出ください。
口座管理機関：中央三井信託銀行
- フリーダイヤル 0120-87-2031 (24時間受付、自動音声案内)
●ホームページ http://www.chuomitsui.co.jp/person/p_06.html
3. 配当金のお受取りについて
配当金の支払期間が過ぎた場合でも、支払開始の日から3年以内はお受取りいただけます。株主名簿管理人の中央三井信託銀行へお申出ください。支払開始の日から3年を経過した場合、当社定款の規定によりお受取りいただけませんのでご注意ください。

ヤマハ発動機株式会社

〒438-8501 静岡県磐田市新貝2500番地

電話 0538-32-1103

<http://www.yamaha-motor.co.jp>